

## 外国籍県民への情報提供に関する実施要領

### (趣旨)

第1条 日本語を母語としない人も安心して暮らせる環境づくりを進めるための「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」を具体化するものとして、行政情報の多言語化及び庁内案内表示の方法を定めるものとする。

### (事前相談)

第2条 多言語情報紙などの作成を予定する所属は、計画段階から、文化スポーツ観光局国際課（以下「国際課」という。）に事前に相談を行うことができる。

### (事前報告)

第3条 多言語情報紙などの作成を予定する所属は、多言語情報の提供媒体の種類、名称等について、第1号様式により国際課に報告する。

### (情報の作成)

第4条 多言語情報紙などの作成にあたっては、一般財団法人自治体国際化協会発行「多言語情報作成マニュアル 多言語情報をつくる43のポイント」や出入国在留管理庁・文化庁発行「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」も参考として、適宜作成するものとする。

なお、翻訳にあたり、対象言語、翻訳依頼先、経費及び配布先等に関する助言を国際課に求めることができる。

2 多言語情報は、原則として電子化を行う。

### (配布)

第5条 印刷物の配布にあたっては、外国籍県民がよく利用する公共施設、外国籍県民支援NPOなどを活用するなど、幅広く行き渡るように努めるものとする。

### (事後報告)

第6条 多言語情報紙などを作成した所属は、第2号様式により国際課に報告し、併せて印刷物を二部提出する。

2 電子化した多言語情報は、作成した所属において、当該所属が管理するホームページに登載する（HTMLファイル作成を原則とする。）。

3 国際課は、所属が作成したホームページのタイトルを国際課が管理する多言語ホームページの各言語のページからリンクを設定する。

4 国際課は、所属の多言語情報提供実績を取りまとめて定期的に公表する。

(庁内案内表示)

第7条 多言語による庁内案内表示を行う際には、別紙「庁内多言語案内表示の方法について」を参考に各所属又は各施設管理者において行う。

(その他)

第8条 観光や企業取引等のために一時的に本県を訪問する外国人への情報提供の際にも、本要領の趣旨を十分考慮する。

2 多言語情報の内容は、本要領の趣旨を踏まえ、定期的に見直しを行い、必要に応じて更新する。

3 本要領施行前に提供された多言語情報についても、定期的に見直しを行い、必要に応じて更新する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月24日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月14日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 庁内多言語案内表示の方法について

### 1 多言語案内表示等の進め方

各所属又は各施設管理者が多言語案内表示等を検討するに当たり、すべての表示について多言語表示を行うことが望ましいが、一斉に多言語表示を行うことが難しい場合、外国籍県民にとって特に必要と判断される案内表示及び言語から順次、取組を進めるなど、出来るところから実施していくよう努めるものとする。

実施に当たっては、別に定める「神奈川県機構及び病院の診療科目一覧」を参考に、外国籍県民の利用実態、地域の外国人数（国際課のホームページに「市（区）町村別主要国籍（出身地）別外国人数及び国籍（出身地）別外国人数」を掲載）などを踏まえ、各所属、各施設の実態に応じた多言語化に努めるものとする。

なお、非常口、避難経路、火災報知機など、防災上の観点から必要な表示については、積極的に多言語化を行うよう努めるものとする。

### 2 表示方法について

新たに表示板を作り直すなど、すべての表示を多言語で行うことが望ましいが、これにより難しい場合は、既存の案内表示の近くに多言語による案内表示の紙を貼り付けるなど、以下に示す例を参考として各所属、各施設の実態に応じた表示を工夫し、外国籍県民にわかりやすい表示を行うよう努めるものとする。

（表示例）

- 所属名称、施設名称など、表示が屋外にある場合は、入口などのガラス面に、多言語により案内表示した紙などを貼り付ける。
- 庁舎の総合案内板など、多言語による案内表示するスペースがない場合は、表示に代えて多言語、ルビふりのリーフレットを受付けなどに配架する。
- 多言語表示した紙などを既存の表示板に貼り付けることが難しい場合は、カウンターなどの上に、厚紙などを利用した多言語案内表示板を設置する。
- 各所属入口に掲示してある「職員座席表」に記載しているグループ（課）名称や、主な所管事務など、スペース上、多言語表示が難しい場合はルビふりをする。

### 3 国際課の役割について

国際課は、庁内多言語案内表示を推進するため、外国籍県民等のニーズの把握を行うとともに、各所属又は各施設管理者に対して必要な情報提供に努めるものとする。